

柏市福祉有償運送の手引き 新旧対照表

頁	改正前	改正後	趣旨
1	令和 5 年 1 月改正版 (中略)	令和 7 年 1 月改正版 (中略)	
3	◆運送の対象 (中略)	◆運送の対象 (中略)	
4	4 複数乗車（1 回の運行で複数の会員を運送）を行う時は、透析患者のための運送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって運営協議会が必要と認めた場合で、かつ、収受する対価が関係通達等の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意が必要とすること。 (中略)	4 複数乗車（1 回の運行で複数の会員を運送）を行う時は、透析患者のための運送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、 運送者 が必要と認め、かつ、収受する対価が関係通達等の定める基準を満たしていることについて運営協議会の 協議が調っていること 。 (中略)	国土交通省の通達改正（令和 6 年 9 月 3 0 日）を受けた変更 文言の修正
7	◆運送の対価 1 福祉有償運送の対価は、以下に掲げる範囲のものをいう。 (1) 運送の対価 運送サービスの利用に対する対価で、営利に至らない範囲として、次の中から選択すること。ただし、市内におけるタクシーの上限運賃額の概ね 2 分の 1 の範囲内であること。 (ア、イ、ウ略) ア及びイにおいて、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価算定する場合には、タクシーが運送した場合の実車運賃額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね 2 分の 1 の範囲内であること。ただし、この場合、迎車回送料金を併せて徴収しないこと。 (中略)	◆運送の対価 1 福祉有償運送の対価は、以下に掲げる範囲のものをいう。 これを変更するときも同様とする。 (1) 運送の対価 運送サービスの利用に対する対価で、営利に至らない範囲として、次の中から選択すること。ただし、 柏市に適用されるタクシー運賃の約 8 割（関東運輸局が公表する運送の対価）を目安とする。 (ア、イ、ウ略) (削除) (中略)	変更について追記 国土交通省の通達改正（令和 5 年 1 2 月 2 8 日）を受けた変更 国土交通省の通達改正（令和 5 年 1 2 月 2 8 日）を受けた削除

頁	改正前	改正後	趣旨
8	2 対価の適用方法は次のものとする。 (1) 距離制及び時間制の双方を定める場合、それぞれの適用方法について明確な基準を設け利用者に対して適用する対価の説明を行うこと。 (2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ずつから対価を収受するため、「定員を最大限利用したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運行した場合の対価の総額」がタクシー運賃の概ね2分の1の範囲内にあること。 (中略) ◆管理運営体制 (中略)	2 対価の適用方法は次のものとする。 (1) 距離制及び時間制の双方を定める場合、それぞれの適用方法について明確な基準を設け利用者に対して適用する対価の説明を行うこと。 (2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ずつから対価を収受するため、「定員を最大限利用したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運行した場合の対価の総額」がタクシー運賃の約8割にあること。 (中略) ◆管理運営体制 (中略)	国土交通省の通達改正（令和5年12月28日）を受けた変更
9	2 運行管理責任者の選任にあたっては、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。また、運送主体は、運行管理の責任者へ、国土交通大臣が告示で定める一般講習を受けさせること。	2 運行管理責任者の選任にあたっては、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。また、運送主体は、<u>全ての事務所の</u>運行管理の責任者へ、国土交通大臣が告示で定める一般講習を受けさせること。	柏市の上乗せ基準がわかりやすい表記に変更 【一般講習義務の対象】 ・道路運送法施行規則：特定事務所※の運行管理責任者 ・柏市：全ての事務所の運行管理責任者 ※特定事務所とは 「乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所」 (道路運送法施行規則第五十一条の十五)